

田野畑村生活支援ハウスかけはし
運 営 規 程

田野畑村生活支援ハウスかけはし運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、田野畑村生活支援ハウス（以下「生活支援ハウス」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 生活支援ハウスを次の通り設置する。

名 称	場 所
田野畑村生活支援ハウス	田野畑村田野畑 120-18

(管理)

第 3 条 生活支援ハウスの管理は、社会福祉法人寿生会（以下「寿生会」という。）がこれを行う。

(職員)

第 4 条 生活支援ハウスに、施設長及びその他必要な職員を配置する。

(運営事業)

第 5 条 生活支援ハウスの運営については、田野畑村から委託事業として寿生会がこれを受託運営する。

(事業展開)

第 6 条 生活支援ハウス運営の事業展開は、委託先の田野畑村が定める田野畑村生活支援ハウス（田野畑村高齢者生活福祉センター）設置及び管理運営に関する条例等によるものとする。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 9 月 30 日 一部改正)

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。